

処分基準整理票

処分の内容	職権による保護の変更		
根拠法令及び条項	生活保護法第7条、第25条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 保護は申請に基づいて行われることを原則としているが、被保護者の生活等の状況に適した保護を行うため、例外として申請に基づかない保護変更が認められている。 保護の変更の必要が認められた場合は、被保護者の申請を待たずに必要な保護を行う。		
処分基準設定年月日	平成6年10月1日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康福祉部 福祉課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。